令和5年10月17日付け県公報第459号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。 令和6年3月22日

静岡県知事 川勝平太

1 測量機関

函南町

2 作業の種類

公共測量((1) 数値写真撮影(デジタル) 地上画素寸法20センチメートル 6.00平方キロメートル、

- (2) 修正測量 地図情報レベル2500 5.11平方キロメートル)
- 3 作業期間

変更前 令和5年10月4日から令和6年3月8日まで変更後 令和5年10月4日から令和6年3月5日まで

4 作業地域

函南町平井周辺、塚本周辺

\_\_\_\_\_

令和6年1月26日付け県公報第487号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。 令和6年3月22日

静岡県知事 川勝平太

1 測量機関

国土交通省中部地方整備局清水港湾事務所

2 作業の種類

公共測量(基準点測量、水準測量)

3 作業期間

変更前 令和6年1月17日から令和6年3月15日まで変更後 令和6年1月17日から令和6年2月15日まで

4 作業地域

清水港周辺(静岡市清水区日の出町、興津清見寺町)、御前崎港周辺(御前崎市御前崎地先、港地先、 牧之原市新庄地先)